

藤井寺市子育て応援ヘルパー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳児を養育する家庭に、その家事又は育児を支援する者（以下「子育て応援ヘルパー」という。）を派遣することにより、産後の母親等及び乳児の生活の安定を図ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 子育て応援ヘルパー事業（以下単に「事業」という。）の対象となる者は、市内に住所を有する家庭において、家族等の家事又は育児の協力が得られない産後の母親等で生後1年未満の乳児の主たる養育者（次の各号のいずれかの場合に該当する者を除く。以下「対象者」という。）とする。

- (1) 配偶者以外の協力者が同居している場合
- (2) 配偶者以外の協力者が近居しており、協力を得られる場合
- (3) 配偶者等の協力者が育児休業等を取得している場合
- (4) 配偶者等の協力者が在宅勤務等で協力を得られる場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合に該当する者は、対象者としな

- (1) 伝染病等感染症に罹患している、又は罹患しているおそれのある者が子育て応援ヘルパーの派遣先にいる場合
- (2) その他市長が子育て応援ヘルパーの派遣を適当でないと認めた場合

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、藤井寺市とし、事業の目的を効果的に達成するため、事業の全部又は一部を家事援助・育児援助を行う事業者等（以下「事業者等」という。）に委託して実施するものとする。

(事業の内容)

第4条 この事業は、子育て応援ヘルパーを派遣し、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものを支援することにより行うものとする。

- (1) 次に掲げる家事に関すること。
 - ア 食事の世話（介助を除く。）
 - イ 住居の清掃（家具の移動、大規模な清掃等を除く。）
 - ウ 身の回りの世話（介助を除く。）
 - エ 生活必需品等の買物
 - オ 医療機関等との連絡
 - カ その他特に市長が必要と認めた家事
- (2) 次に掲げる育児に関すること。ただし、対象者が不在の際の乳児の預かりを除く。
 - ア 授乳の補助
 - イ おむつ交換の補助
 - ウ 沐浴の補助
 - エ その他特に市長が必要と認めた育児の補助

(派遣の期間等)

第5条 子育て応援ヘルパーの派遣を行う期間は、対象となる乳児1人につき30時間（以下「限度時間数」という。）を限度とし、1日当たり1時間を単位として2時間以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 子育て応援ヘルパーの派遣を行う日は、藤井寺市の休日に関する条例（平成2年藤井寺市条例第9号）第2条第1項に規定する市の休日以外の日とする。
- 3 子育て応援ヘルパーの派遣を行う時間帯は、午前9時から午後6時までとする。

(派遣の決定等)

第6条 子育て応援ヘルパーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤井寺市子育て応援ヘルパー事業派遣申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が申請者等の同意を得て、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 別表第1の階層区分第1に該当する場合は、当該事実を明らかにする書類

2 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、対象者に該当するとして派遣の実施を認めるときは、藤井寺市子育て応援ヘルパー事業派遣承認決定通知書（様式第2号）により、派遣の実施を認めないときは、藤井寺市子育て応援ヘルパー事業派遣非承認決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により対象者に該当するとして派遣の実施を認めた場合において、当該事業者等に対し、藤井寺市子育て応援ヘルパー事業実施票（様式第4号）を交付するものとする。

（利用者負担額等）

第7条 前条第2項の規定により派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該決定に基づく派遣を受けたときは、その属する世帯の区分に応じて、別表第1に規定する利用者負担額を負担するものとする。

- 2 利用者は、前項の規定による利用者負担額を事業者等に支払うものとする。

- 3 利用者は、支援に当たり交通費その他の実費が必要な場合は、子育て応援ヘルパーに当該実費相当分をその都度支払うものとする。

（委託料）

第8条 市長は、事業者等に対し、この事業の実施に要する費用として、別表第1の区分に応じ、これに対応する公費負担額を支払うものとする。

（利用状況の変更等）

第9条 利用者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに当該事業者等に連絡しなければならない。

- 2 前項の変更のうち、日程を変更し、又は派遣を中止する場合は、当該派遣日の前日（その日が第5条第2項に規定する市の休日に当たるときは、その直前の休日でない日。以下同じ。）の午後5時までに当該事業者等に連絡するものとする。

- 3 前項の期限を経過した後に日程が変更され、又は派遣が中止された場合において、当該日程の変更又は派遣の中止が利用者の都合によるものであるときは、利用者は、別表第2に規定する利用者負担額を当該事業者等に支払うものとする。この場合において、当該変更され、又は中止された時間数は、限度時間数から控除するものとする。

（派遣の取消し）

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣の実施を取り消すことができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正な手段により派遣を受けた場合

- (2) その他市長が派遣を適当でないとした場合

（子育て応援ヘルパーの選定等）

第11条 子育て応援ヘルパーは、第6条第2項で決定された家事又は育児に関する支援を適切に実行する能力を有する者でなければならない。

- 2 子育て応援ヘルパーは、本人確認できる書類を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 子育て応援ヘルパーは、その業務を行うに当たって、派遣先の家庭に関する職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 7 条・8 条関係）

階層区分	世帯の区分	公費負担額 (1 時間当たり)	利用者負担額 (1 時間当たり)
第 1	生活保護法（昭和 2 5 年 法律第 1 4 4 号）の規定 による被保護世帯、市町 村民税非課税世帯及び 市町村民税額 7 7, 1 0 1 円未満の世帯	市長が別に定める額	事業者等が提示した金 額から公費負担額を差 し引いた額
第 2	上記以外の世帯	市長が別に定める額	事業者等が提示した金 額から公費負担額を差 し引いた額

備考 市民税とは申請日の前年（1 月から 5 月末までの申請については前々年）の所得に対
するものをいう。

別表第 2（第 9 条関係）

利用者都合により日程が変更され、又は派遣が中止された場合の利用者負担額 (1 時間当たり)	
派遣日の前日の午後 5 時までに連絡があった場合	0 円
派遣日の前日の午後 5 時までに連絡がなかった場合	別表第 1 に掲げる階層区分に応 じて、それぞれ同表に定める利 用者負担額に相当する額

藤井寺市子育て応援ヘルパー事業派遣申請書

年 月 日

藤井寺市長様

(申請者) 住所 〒583-
藤井寺市
氏名
電話番号

藤井寺市子育て応援ヘルパーの派遣を申請します。

記

1. 乳児の氏名及び生年月日 氏名 年 月 日生

2. 派遣事業所

3. 支援内容

支 援 内 容	
【家事支援】 () 食事の世話 (介助を除く。) () 住居の清掃 (家具の移動、大規模な清掃等を除く。) () 身の回りの世話 (介助を除く。) () 生活必需品等の買物 () 医療機関等との連絡 () その他特に市長が必要と認めた家事	【育児支援】 () 授乳の補助 () おむつ交換の補助 () 沐浴の補助 () その他特に市長が必要と認めた育児の補助

4. 備考

○住民情報及び課税情報に係る同意

藤井寺市子育て応援ヘルパー事業派遣申請のため、審査に必要な範囲で住民票情報、課税情報及び生活保護法の規定による被保護世帯情報について、閲覧することに同意いたします。

年 月 日

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

※同意欄に記載いただくことで、添付書類を省略できることがあります。

○情報提供に係る同意

藤井寺市子育て応援ヘルパー事業派遣申請書に記載のある情報をこの事業を委託する事業者等に情報提供することを同意します。

年 月 日

申請者氏名

年 月 日生

藤井寺市子育て応援ヘルパー事業派遣承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

藤井寺市長 印

年 月 日付けの申請について審査した結果、派遣を決定しましたので、藤井寺市子育て応援ヘルパー事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

なお、支援内容は次のとおりです。また、派遣を受けたときは、藤井寺市子育て応援ヘルパーが持参する藤井寺市子育て応援ヘルパー事業確認票に、支援内容の確認のため押印してください。

記

1. 利用者負担額 ☐有 (1時間あたり 円)
☐無

2. 派遣事業所 _____

3. 支援内容 最大 時間

支 援 内 容	
【家事支援】 () 食事の世話 (介助を除く。) () 住居の清掃 (家具の移動、大規模な清掃等を除く。) () 身の回りの世話 (介助を除く。) () 生活必需品等の買物 () 医療機関等との連絡 () その他特に市長が必要と認めた家事	【育児支援】 () 授乳の補助 () おむつ交換の補助 () 沐浴の補助 () その他特に市長が必要と認めた育児の補助

4. 支援期間 年 月 日まで

5. 備考

藤井寺市子育て応援ヘルパー事業派遣非承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

藤井寺市長 印

年 月 日付けの申請により審査した結果、下記の理由により派遣できませんので、
藤井寺市子育て応援ヘルパー事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

理由

藤井寺市子育て応援ヘルパー事業実施票

第 号
年 月 日

(受託者)

様

藤井寺市長 印

年 月 日付けの申請により決定した支援内容を、藤井寺市子育て応援ヘルパー事業実施要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 利用者 住 所

氏 名

電話番号

2. 利用者負担額 ☐有 (1時間当たり 円)
☐無

3. 支援内容 最大 時間

支 援 内 容	
【家事支援】 () 食事の世話 (介助を除く。) () 住居の清掃 (家具の移動、大規模な清掃等を除く。) () 身の回りの世話 (介助を除く。) () 生活必需品等の買物 () 医療機関等との連絡 () その他特に市長が必要と認めた家事	【育児支援】 () 授乳の補助 () おむつ交換の補助 () 沐浴の補助 () その他特に市長が必要と認めた育児の補助

4. 支援期間 年 月 日まで

5. 備考